

これだけは知っておきたい子どもの人権

正しく知ることが相手を思いやることにつながります



一人ひとりの人権を尊重するまちづくり
～ よく生き合おう ～

日本国憲法

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

子どもの人権について正しく知りましょう

子どもは、都内上に人権を侵害されやすく、社会的に保護され、守られなければならない存在です。子どもには、4つの権利(図)があります。自分の思いをうまく言葉で伝えることができない乳幼児も健やかに成長するために同じ権利があります。しかし、子どもを取り巻く環境は、いじめ、虐待、体罰等、深刻な状況にあります。また、経済的な理由など複数の課題を併せ持つ場合もあり、より細やかな配慮が求められています。

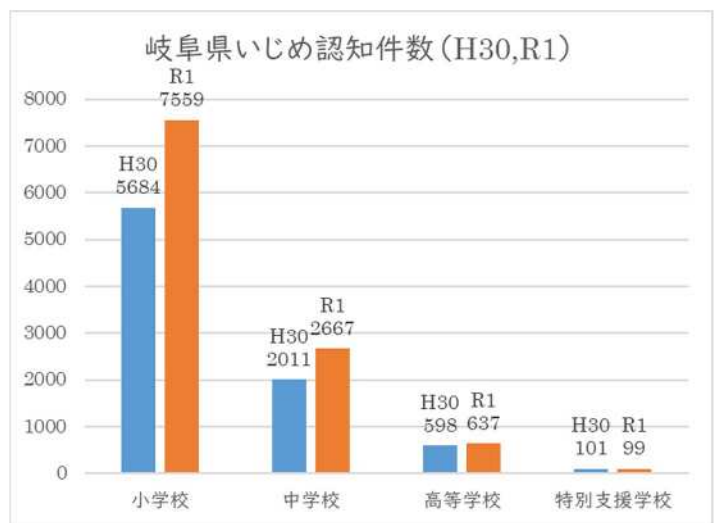


◇ いじめは人権侵害行為

「いじめ」の原因や背景については、核家族化や少子化、デジタル化しつつある社会の仕組み等から生じる子どもの対人関係の経験不足、地域社会の正義感や連帯感の希薄化、他人の誤った行動にしたいしても傍観者の態度をとりがちな傾向等、地域社会や家庭の社会生活を含めて多岐にわたる内容が指摘されています。また、その根底には、他人に対する思いやりや、いたわりといった人権意識の立ち遅れがあるとも考えられています。

この問題を解決していくためには、教育機関だけでなく、社会全体の意識改革が必要です。

そこで、岐阜市は「岐阜市いじめ防止対策推進条例」を公布施行(2020年9月28日)し、各学校においても「いじめ防止基本方針」を作成して継続的な取組を行う等、子どもを取り巻く社会全体で、いじめの未然防止、早期発見・対処に取り組んでいます。



岐阜県発表資料より作成

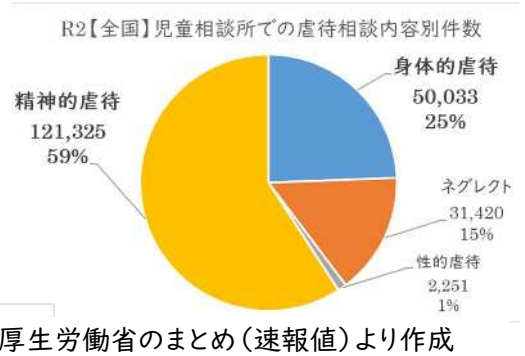
未然防止、早期発見・対処に取り組んでいます。

◇ 児童虐待は、重大な人権侵害

子どもの虐待には、身体的虐待(暴行)・精神的虐待・ネグレクト(養育放棄・拒否)・性的虐待の4つがあります。

最近の厚生労働省のまとめ(全国)では、身体的虐待よりも精神的虐待の割合が半数以上を占めています。(右グラフ)

岐阜県の児童相談所での相談対応件数も年間 2,000 件を上回る状況が続いています。(同速報値)



厚生労働省のまとめ(全国)によると、児童虐待の相談経路としては、警察等(R2年 103,619 件)が圧倒的に多いことが報告されていますが、その次に多いのが近隣知人(同年 27,641 件)となっており、地域社会の通告が虐待の早期発見と大きくかかわっているとと言えます。

岐阜県内では、3月の相談件数が一番多く、300 件を超えているということです。(厚生労働省のまとめより)

◇ 児童ポルノ等の犠牲・児童の商業的性的搾取の問題

国内外での児童買春や性的虐待、インターネット上における児童ポルノの氾濫等の問題が深刻です。



児童ポルノとは、児童の性被害・性的虐待を記録したものです。善悪の判断ができない子どもを狙って作成したり、販売されたりすることが問題となっています。スマートフォンを使用して作成されたものがインターネット上に流出することもあります。被害者となる子どもの苦しみが将来にわたって続くことも考えられます。

家庭では、子どもがインターネットを安全・安心に利用することができるようにフィルタリングを利用したり、学校等で教育・啓発を行ったりする等、大人が子供を被害者にさせないような対策が必要です。

国のこれまでの動き	
1994(平成6)年	「児童の権利に関する条約」批准
1999(平成11)年	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童買春・児童ポルノ禁止法)」施行
2000(平成12)年	「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」施行
2009(平成21)年	「青少年が安全に安心してインターネット上を利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」施行
2012(平成24)年	「民法等の一部を改正する法律(虐待を防ぐための親権の停止制度)新設
2013(平成25)年6月	「いじめ防止対策推進法」公布
2019(令和元)年	「改正児童虐待防止法」と「改正児童福祉法」が成立(令和2年4月より施行) ※保護者によるしつけに際しての体罰禁止や、民法上の親の子どもに対する「懲戒権」の見直しの検討、児童相談所の機能強化。
最近の岐阜市の動き	
2006(平成18)年4月	「岐阜市子どもの権利に関する条例」施行 「岐阜市子どもの権利推進委員会」設置
2010(平成22)年3月	「子どものいじめ問題に関する提言書」が提出される
2013(平成25)年度	「岐阜市子育て支援会議」設置
2014(平成26)年4月	「岐阜市いじめ防止等対策推進条例」施行 「岐阜市子ども・若者総合支援センター(エールぎふ)」設置
2020(令和2)年9月	「岐阜市いじめ防止対策推進条例」公布施行
2020(令和2)年12月	岐阜市教育大綱(改訂)

児童虐待とは？

児童虐待は、児童虐待防止法で、4つに分類されています。これらが重複して起こることも少なくなりません。

<p>〈身体的虐待〉 子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えることです。</p>	<p>〈心理的虐待〉 子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことです。</p>
 <ul style="list-style-type: none"> ● 殴る ● 蹴る ● 叩く ● 投げ落とす ● 首をしめる ● 溺れさせる ● タバコの火を押し付ける ● 戸外に締め出す ● 泣き止まない赤ちゃんを激しく揺さぶる など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 言葉で脅す ● 他のきょうだいと著しく差別した扱いをする ● 無視や拒否的な態度を示す ● 子どもの自尊心を傷つけるような言動がある ● 子どもの存在を否定する ● 子どもの前で配偶者などに暴力を振るう など
<p>〈ネグレクト〉 子どもの心身の正常な発達を妨げるような減食、長時間の放置、同居人等の虐待行為の放任など、保護者としての監護を著しく怠っていることです。</p>	<p>〈性的虐待〉 子どもにわいせつな行為をしたり、させたり、見せたりすることです。</p> 
<ul style="list-style-type: none"> ● 食事を与えない ● 入浴をさせない ● 汚れた衣服を着続けさせる ● 重大な病気やケガをしても、医師の診察を受けさせない ● 子どもの意思に反して学校などに行かせない ● 車や家の中に乳幼児を放置する など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 性的ないたずら（触る／触らせる）をする ● 性器を見せる ● 子どもの裸を撮影する など

「虐待」と「しつけ」の違いは？

「しつけ」とは、基本的な生活習慣や社会の規則・礼儀・作法など、社会生活を送るために必要なことを身に付けられるよう、根気よく伝えていくことです。子どもの発達や理解度を考慮しながら行っていくもので、暴力や暴言で子どもを保護者に従わせることはありません。いくら保護者が、子どもをかわいいと思い、子どものためを思っている行為でも、子どもにとって有害ではないかと考える必要があります。



〈児童虐待を疑わせるサイン〉皆さんの周りでこんな様子はありませんか？

子どもの様子	保護者の様子
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 身体に不自然な傷が多い <input type="checkbox"/> 身体・衣類が非常に不潔である <input type="checkbox"/> 夜遅くまで外で遊んでいたり、徘徊していたりする。 <input type="checkbox"/> 夜間に何時間も外に出され、家に入れてもらえない。 <input type="checkbox"/> 子どもの泣き声が毎晩のように聞こえる。 <input type="checkbox"/> 子どもの叩かれる音や子どもの叫ぶ声が聞こえる。など 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 子どもがけがをしたり、病気をしたりしても医者に見せようとしない。 <input type="checkbox"/> 小さな子どもを置いて頻繁に外出している。 <input type="checkbox"/> 学校に登校させない、食事をさせないなど、放置している。 <input type="checkbox"/> 子どもへの態度や言葉が否定的で冷たい。 <input type="checkbox"/> 親が大声で子供を怒鳴ったり、叱ったりする言葉が聞こえる。 <input type="checkbox"/> 「子どもをしょっちゅう叩く」と言ったり、子どもが「なつかない」「かわいくない」と言ったりする。

〈児童虐待の相談・通告先〉

◎緊急を要する場合は 110 番通報をお願いします。



<ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所虐待対応ダイヤル ※ 岐阜市内からかけると、岐阜県中央子ども相談センターにつながります。 ※ 24 時間 365 日対応しています。 	<p>いちはやく 1 8 9 (無料)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 岐阜県中央子ども相談センター 	<p>☎ 058-201-1582</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ” 	<p>☎ 058-269-1600 (虐待通告専用)</p>

